

# Wood Letter

Ψ Moku推し Ψ

令和5年12月vol.45



花粉の少ないヒノキとスギの木  
流通現場見学会の少花粉スギ採種園にて

森林環境譲与税 ご担当者の皆様へ

平素より、東京の木 多摩産材をはじめ国産木材の利用推進についてご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。

12月22日は二十四節気の冬至。「冬至」は別名を「一陽来復（いちようらいふく）」とも呼びます。これは「この日極まった陰が陽に転じる」という意味で、冬至を境に日が長くなり太陽の光が戻ってくる様子をあらわしたものです。新しい年が始まるとか、悪いことが去って幸運が訪れるという意味があります。ただ、これから寒さが厳しくなります。ご自愛のうえ、良いお年を！

ということで今月も“Wood Letter ΨMoku推しΨ”vol.45をお届けいたします。ぜひともご参照いただき、貴団体内の関係する部署にも転送いただくなどご協力をお願い申し上げます。

：森づくり推進担当一同：

## (1) 【速報】「森林環境譲与税の譲与基準の見直し」について

令和6年度以降の森林環境譲与税の譲与基準について、下記のとおり、林野庁から連絡がありました。

農林水産省（林野庁）において、

「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し」について、令和6年度税制改正要望を行ったところですが、与党の税制調査会等の議論を経て、令和6年度税制改正大綱（与党大綱）が決定され、森林環境譲与税の譲与基準については、以下の通りとされたところです。

### ■ 令和6年度税制改正大綱（抜粋） 【令和5年12月14日 自由民主党・公明党】

(P20-21)

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

(P47)

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

(地方税)

〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。

○令和6年度税制改正大綱（2023年12月14日 自由民主党ホームページ）

[令和6年度税制改正大綱 | 政策 | ニュース | 自由民主党 \(jimin.jp\)](#)



## (1) 【速報】「森林環境譲与税の譲与基準の見直し」について（続）

この譲与基準については、これまで各都道府県・市区町村から数多くの様々な御意見・御要望をいただいていたところですが、令和5年度税制改正大綱に記載のあったとおり、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見なども踏まえ、議論が行われた結果として、今回の結論が出されたものと考えております。

今後、年末にかけて、「令和6年度税制改正の大綱（政府大綱）」が決定・公表されるとともに、「地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）」の公表が見込まれますので、その際には、林野庁森林利用課森林集積推進室より、改めて情報共有させていただきます。これらを参考に、R6予算検討の対応をお願いします。

\* 譲与基準の変更により、6年度以降の譲与額変更が予想されます。関係部署との情報共有を充分行い、今後の使途の検討を進めてください。

\* 本内容は、12月15日（金）に森林環境譲与税担当者宛て、メールにて配信しています。

## (2) 多摩産材流通現場等見学会

東京都では、区市町村の職員を対象に多摩産材の伐採現場や製材工場等木材流通過程を見学することで、東京の森林・林業を知ってもらい、多摩地域の森林整備や多摩産材活用推進の契機とすることを目的として、毎年多摩産材流通現場等見学会を開催しています。今年度も第1回を11月8日（水）に、第2回を11月22日（水）に開催しました。

第1回は、伐採作業を行っている主伐現場から始まり、原木市場、製材工場と文字通り木材の流通過程を見学しました。また、終盤では伐採跡地に植える花粉の少ないスギなどの苗を育てるための採種園も見学しました。

第2回は、木材を産出する森林はどのような場所なのか、そこで林業に携わる事業者はどれほどの厳しい作業をされているのかをほんの少しでも感じていただくためにも、斜面を登っていただくという体験型見学会とし、その後多摩産材を活用した施設の事例見学を行っていただきました。

どちらの回も大変好評で、参加者には有意義な見学会だったと満足いただけたようです。アンケートにご記入いただいたコメントを数例ご紹介いたします。ご参考にしていただき、今回参加できなかった方も、次回以降ぜひお申し込みください。

### 第1回参加者アンケートより抜粋

伐採から製材所まで、各工程について現場を訪れ、詳しくお話を伺うことができ大変充実しておりました。

普段あまり聞くことができない話について、実際に従事している職員や業者から話が聞けたから。また、製材所では手で触れることができ、違いを感じる事ができた。

普段都市部で見学できないものが見れた。大切勉強になりました。木材の地産地消を区でもできたらいいなと思います。

多摩産材を身近に感じるためにも、伐採現場を見ること、製材を経て製品ができることなど全体の行程がわかり内容の濃い研修となりました。

### 第2回参加者アンケートより抜粋

森林整備箇所や木材活用施設について、担当者の話を聞きながら学ぶことができた。

森林がどのように管理されているのかを、目で見て学ぶことができたので、今後の材料選定に役立つと感じた。

このような見学会をもっとしてほしい



## 《第1回（11月8日）の様子》



日の出町の伐採現場では高性能林業機械による作業を見学。架線で引き上げられた木をつかみ、枝を切り落としながら、一定の長さで切断していく。間近に見る現場は迫力満点



都内唯一の原木市場。競り市を控えた丸太が並ぶ。原木市場の歴史をはじめとした概要や取扱量、スギとヒノキの見分け方、木口に残る枝打ちの跡などの説明を受ける。

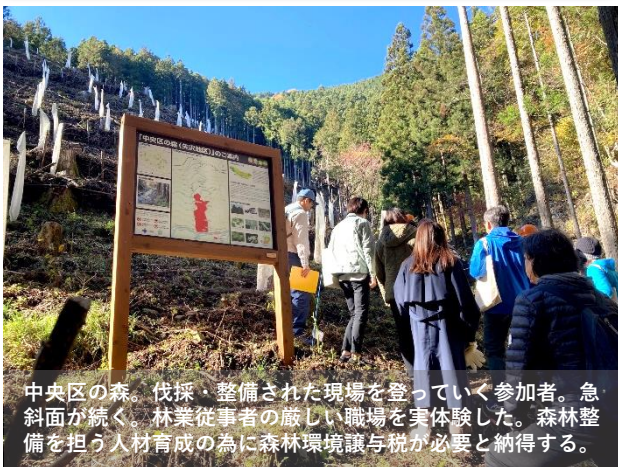


製材工場では、原木市場で買われた丸太の皮むぎ、製材、乾燥、仕上げ、強度・含水率等検査などの一連の工程を見学。皮むぎされたばかりの木と製材された木を直に手で触れ違いを知る。



花粉の少ないスギやヒノキの苗を育てるための採種園。花粉発生源対策として少花粉品種における種子の増産が求められている。カメムシによる加害との戦いなどを聞く。

## 《第2回（11月22日）の様子》



中央区の森。伐採・整備された現場を登っていく参加者。急斜面が続く。林業従事者の厳しい職場を実体験した。森林整備を担う人材育成の為に森林環境譲与税が必要と納得する。



日本名瀑100選に選ばれている「払沢の滝」。色づき始めた木々を見ながら到達した先には、全段で落差60m4段から成る滝が。深い滝壺には主（大蛇）が棲むという伝説も。



木材利用設備見学地である檜原村農林振興施設。多摩産材利用の木造化設備として補助金も活用している。鉄とコンクリートの職場が当たり前の都市部参加者には羨望の建物



木材利用設備見学地Village Hinohara（ヴィレッジヒノハラ）。檜原村が提供するサテライトオフィス施設は、構造材に加え、机・椅子等もちろん木製。自然に囲まれ清々しい。



### (3) 森林環境譲与税に関する広報活動の展開について

令和6年度からの森林環境税の課税開始を控え、ニュース報道やSNSなどの書き込みなどが増加し、今後ますます住民の皆様への関心が高まることが想定されます。そのため、森林環境譲与税の趣旨や効果を十分に理解いただくことが重要となっております。

各区市町村におかれましては①使途公表ホームページの工夫、②**広報誌の活用**、③独自の広報資料の作成、④**事業箇所や施設・製品等への表示**、⑤事業のプレスリリースなどにより、積極的な広報活動を展開いただきますようお願いいたします。

#### ※ 林野庁作成の森林環境譲与税の広報取組事例集から抜粋

#### 広報の取組例 ② 広報誌の活用 (特集記事の掲載) 岐阜県 高山市

- 岐阜県高山市は「広報たかやま」2022年10月号に特集「林業が森林環境と暮らしを守る！100年先を見据えた森林づくり」を掲載。
- 森林・林業の現状や森林整備の必要性、市の森林づくり・担い手育成等の取組状況の説明とあわせて、森林環境税の制度の導入について紹介。

##### ■ 広報たかやま 2022年10月号



(高山市HP) [https://www.city.takayama.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/017/292/10-all.pdf](https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/017/292/10-all.pdf)

#### 広報の取組例 ④ 事業箇所や施設・製品等への表示 (木材利用・普及啓発関係)

- 北海道北見市、共和町では、譲与税を活用して木製品を配布する際に、森林環境譲与税の仕組みのほか、森林整備・木材利用の意義等を解説するチラシを添付。

##### 【北海道 北見市】



この取り組みは「森林環境譲与税」を活用して令和3年度から実施しています。

「森林環境譲与税」は、温室効果ガス排出削減の目標達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和元年度から都道府県及び市町村に譲与されています。

##### 【北海道 共和町】



※「森林環境譲与税」とは  
森林の有する公益の増進、地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養等に寄与する一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような現状の下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境譲与税」が創設されました。その税金は、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられることとされており、適正な税割で得られるように、税金を公表しながらかつたこととされています。



## (4) 多摩産材利用促進プロジェクト 令和4年度事例

多摩産材と触れ合う場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村によるモデル的な公共施設整備に対して支援するこの事業は、令和4年度は14区市町村22事業に対して実施しました。  
(令和5年度は13区市町村23事業の予定)今回は武蔵野市の事例をご紹介します。

### 武蔵野市

#### 公園遊具整備





## (5) 令和4年度 森林環境譲与税 取組事例集作成にあたって

昨年度、ご協力いただき作成しました、「都内全区市町村版の取組事例集」につきまして、今年度も令和4年度実績分として、冊子を作成させていただきたいと考えております。

そこで、令和5年4月27日に作成依頼し、ご提出いただいた「取組事例」及び「様式1-1」について、決算確定後、見込時点から内容等に変更がありましたら、反映をお願いいたします。

(\*本件は、12月11日に森林環境譲与税ご担当者様宛てメールにて依頼させていただいております。詳しくは当該メールをご確認ください。)

※ 都HPへの公開は、使途の公表ではなく、広く取組事例をご紹介しますものです。

昨年度分(令和3年度分)につきましては、下記東京都産業労働局URLよりご覧いただけます。

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/sangyoujirei\\_ol\\_2.pdf](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/sangyoujirei_ol_2.pdf)

## (6) MOCTION 企画展示

木材の大消費地である東京での更なる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点「MOCTION(モクシオン)」。一定期間ごとに、全国各地の木材製品の展示が行われています。

11月23日～12月12日 隈研吾展



開設3周年を記念し、隈研吾館長の展示を開催。2011年3月11日の東日本大震災で、最も大きな被害を受けた場所のひとつである南三陸の復興計画に2013年から携わったプロジェクトを模型で紹介

12月14日～12月26日 山形県



山形県は県土の7割が森林、そのうち約7割を広葉樹が占め、ブナの天然林面積は全国一を誇る。今回は、広葉樹JAS製材品や広葉樹フローリングのほか、皿、積み木などの日用品の小物などを展示

1/4～1/16はもくチャレ、1/18～1/30は宮城県の企画展示となります。ご来場をお待ちしています!

ちょこっとコラム (ご存知でしたか?こんなこと)

・ 広葉樹は固い??

家具には古来から硬質な広葉樹が広く使われてきました。ですが、広葉樹の全てが固くて強度があると断定はできません。広葉樹は細胞構成も針葉樹に比較して複雑で、密度(気乾密度)が0.1から1.3g/cm<sup>3</sup>の範囲にあるため、材質もバリエーションに富んでいます。家具用に好んで用いられる広葉樹は、ケヤキ、ナラ、クリ、カツラ、チーク、メープルなど。逆に広葉樹でもバルサは密度が低くて重さも軽く、ナイフで加工できるほど。

※森林課の電話番号が変わりました。森づくり推進担当にご連絡の際には03(5000)7198におかけください。

「WOOD LETTER Moku推し(ウッドレター モクオシ) 令和5年12月vol.45」

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎21階中央  
東京都産業労働局農林水産部森林課 森づくり推進担当  
TEL03(5000)7198(直通) 担当:荒川、徳田、本多、中田

森林環境譲与税はもとより、多摩産材の利用等東京の森林・林業に関することにつきましてもお気軽にお問合せください。